

# 2026福島市プレミアム付きクーポン に関するお知らせです

## 2026福島市プレミアム付きクーポンとは？

食料品をはじめとした物価高に直面する市民生活の支援と、地域経済の下支えを図るため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、福島市プレミアム付きクーポンを発行いたします。



### ◎ 対象者

市民全員

※2026年3月1日時点で福島市に住民登録がある者

### ◎ クーポンの購入

【購入期間】令和8年5月1日（金）～令和8年6月30日（火）

（1）市から対象の世帯主宛て、人数分の「購入引換券」を郵送（4月下旬）

（2）市内の販売店（郵便局や小売店など）に「購入引換券」を持参

※販売店一覧を購入引換券に同封

（3）1,000円で5,000円のクーポンを購入

### ◎ クーポンの使用

【使用期間】令和8年5月1日（金）～令和8年7月31日（金）

【使用店舗】市内の加盟店（小売店や飲食店、旅館など）

※加盟店一覧を購入引換券に同封

【クーポン】500円券が10枚で5,000円

※うち4枚は中小規模店でのみ使用可能

## 配偶者等からの暴力を理由に避難している方への支援

◎ 配偶者やその他親族からの暴力や、性暴行被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難している方で、事情により、令和8年3月1日以前に、避難先に住民票を移すことができていない方は、裏面に記載の手続をしていただくと、以下の措置が受けられます。

◎ 手続を行った方とその同伴者分の購入引換券は、配偶者等からの申請があっても交付しません。

### 【手続の対象となる配偶者等からの暴力を理由に避難している方の要件】

次の①～③のいずれかに該当する方

①配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されていること

②女性相談支援センター等から配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する証明書等が発行されていること

③令和8年3月1日以降に住民票が避難先に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

# 配偶者等からの暴力を理由に 避難している方の申出の手続

- ◎ 下記担当課へ「**申出書**」を提出してください。  
※クーポンの購入期限である**6月30日(火)**まで随時受付しております。
  
- ※「申出書」は、市ホームページで入手できます。
  
- ◎ 「申出書」には、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難していることが確認できる書類として、次のいずれかの添付が必要です。
  - 裁判所が発行する保護命令決定書の謄本又は正本
  - 女性相談支援センター等が発行する証明書等
  
- ※ 同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。
- ※ ご自身で申出・申請することが困難な場合は、代理申出・申請が可能です。
  
- ◎ **ご不明な点があれば、下記担当までお問い合わせください。**

## 【問い合わせ先】

〒960 - 8601 福島県福島市五老内町3番1号

福島市商工観光部にぎわい商業課 商業振興係

TEL 024 - 525 - 3720 FAX 024 - 535 - 1401